

市役所からの お知らせ

国民年金

第3号被保険者の届出を
お忘れなく

会社員や公務員等の厚生年金保険
や共済組合の加入者（第2号被保険
者）に扶養されている20歳以上60歳
未満の配偶者を第3号被保険者とい
います。

第3号被保険者の保険料は、第2
号被保険者が加入している年金制度
全体で負担するため、個別に納める
必要はありません。ただし、次のよ
うな場合には、事業者等を通じて年
金事務所へ届出が必要です。

・会社員や公務員等と結婚して、扶

養されるようになった時
・夫が会社等に就職し扶養されるよ
うになった時

・妻が会社等を退職して、会社員の
夫に扶養されるようになった時
・夫の加入する年金制度が変わった
時

※妻が会社員等で夫が扶養される場
合は「妻」、「夫」を読み替えてく
ださい。

問合せ 堺西年金事務所

☎ (243) 7900

届出には基礎年金番号を
ご使用ください

年金手帳に記載されている基礎年
金番号は、公的年金（国民年金・厚
生年金保険・共済組合）制度共通で
使用する番号です。

就職、退職、結婚等によって加入
する制度が変わっても、この基礎年
金番号は変わりません。各種届出、
年金の請求、お問い合わせには、基
礎年金番号を使用してください。

問合せ 堺西年金事務所 ☎ (243) 7

900または市民課 ☎ (275) 624

1

税

市・府民税は
公的年金から
引き落とし（特別徴収）されます

平成29年4月1日現在、新たに65
歳になられた公的年金受給者で、
市・府民税（公的年金等にかかる所
得割額・均等割額）の納税義務のあ
る方を対象に、平成29年10月支給分
の公的年金等から、既に送付しまし
た納税通知書等に記載されている税
額が引き落としされます。

問合せ 税務課

☎ (275) 6097

大阪府基準地価格の閲覧

大阪府基準地価格は、大阪府が府
内の標準的な土地を選んで、正常な
価格を示したもので、毎年公表され
ています。

税務課、行政資料コーナー、図書
館本館で閲覧できますので、お気軽
にご利用ください。

問合せ 税務課

☎ (275) 6109

確認じゃ！給付金。

臨時福祉給付金（経済対策分）



まもなく
受付終了じゃ！

消費税率引き上げに伴
う影響を緩和するため
に実施するもので、対象
者には4月下旬に申請
書を送付しています。

支給額 1人につき1万5千円
支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給
対象者の方
申請期間 10月27日（必着）まで
申請・問合せ 給付金事業実施本部 ☎ (265) 1133

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第3期分

10月31日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストアで納めてください。

住民情報

住民票・戸籍謄本等の請求時には必ず本人確認書類のご提示を

個人情報保護と他人による不正な届出・交付請求を防止するため、住民票・戸籍謄本等を請求する場合や住所等の異動届・戸籍の届出をする場合は、法令により必ず本人確認書類の提示をお願いしています。

また、代理人が請求や届出をする場合は委任状等も必要です。なお、ICチップ入りの運転免許証や住民カードなどを提示された場合に、暗証番号等の入力が必要な場合があります。

▼本人確認書類

運転免許証・パスポート・顔写真入り住民カードなど、官公署が発行した資格証等や健康保険証、年金手帳など

問合先 市民課

☎ (275) 6212

住民票・戸籍謄本等の不正請求抑止のため
本人通知制度をご利用ください

住民票の写し等の不正請求の早期発見・抑止を図るため、代理人や第三者からの請求によって住民票や戸籍謄（抄）本が交付された場合、事前に登録をされた方に対して交付の事実を通知する本人通知制度を行っていますので、ぜひご利用ください。なお、登録受付より以前に交付した住民票の写し等の通知はできません。
対象 本市に住民登録または戸籍のある方

※過去に登録のあった方も含まれます。
申込・問合先 本人確認書類（郵送の場合は、コピー）を市民課 ☎ (275) 6212へ持参または郵送

国民健康保険

臨時窓口を開設

国民健康保険に関する臨時窓口を開設します。平日に納付相談や手続きに來られない方は、ぜひご利用く

困っていること、ありませんか？

市民総合相談



Free comprehensive consultation for Takaishi City residents.
召开市民総合性咨询

10月19日 **Thu. 木**

13:00~16:00 (受付は15:30まで)

場所 市役所2階正庁大会議室

費用 無料

市民の皆さんの悩みを解決するために、各分野の専門家を招き、市民総合相談を開催します。なお、相談時間には制限がありますので、ご了承ください。

相談内容と相談機関等

年金	堺西年金事務所	遺言相	言続	大阪府行政書士会
登記	土地家屋調査士 司法書士	労働		泉大津労働基準監督署 泉大津公共職業安定所
不動産	不動産鑑定士	市政		市民相談担当
人権	人権擁護委員	法律		大阪弁護士会(予約制) ※相談日当日の午前9時30分から専用電話(263)2141で先着8人まで受付。
行政	近畿管区行政評価局 行政相談委員			
外国人	大阪府国際交流財団			

問合先 秘書課 ☎ (275) 6082

みんなで力を合わせて 安全・安心まちづくり

全国地域安全運動

10月11日～20日

全国地域安全運動初日セレモニー

10月11日 **Wed. 水** 10:00~11:00

市内の幼稚園に通う園児たちを招いてセレモニーを開催します。当日は「防犯キャンペーン」やひったくり防止カバーの無料取付け等を行います。カバー取付け希望の方は、必ず自転車でお越しください。

場所 高石駅前広場 **問合先** 高石警察署 ☎ (265) 1234

全国地域安全運動・暴力追放市民大会

10月12日 **Thu. 木** 13:00~15:00

場所 アプラたかいし (大ホール)

内容 大阪府板硝子共同組合による防犯ガラスの破壊実演
高石市出身の落語家林家うさぎ氏による寄席

申込 当日直接会場へ

問合先 危機管理課 ☎ (275) 6245

ださい。

開設期間 10月18日～20日の午後8

時まで、21日の午前10時～午後3時

※短期保険証の方は、国民健康保険被保険者証、印鑑、納付された領収書をお持ちください。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6374

被保険者証の更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（橙色）の有効期限は10月31日です。

国保加入世帯の方には、10月31日までに新しい保険証（青紫色）を簡易書留郵便で送付します。11月1日からは新しい保険証をご使用ください。なお、古い保険証は各自で破棄してください。一部の方は、窓口での更新となるのでご注意ください。

また、新しい被保険者証の有効期限は平成30年10月31日（窓口交付者を除く）です。有効期限までに75歳の誕生日を迎える被保険者の方は、75歳の誕生日の前日が有効期限です。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6374

くらしから出るごみってどうしてる？

あなたのエコライフは、 日頃からのごみの処分方法から

問合せ 生活環境課 ☎ (275) 6266



泉北環境整備施設組合
マスコットキャラクター
「とろすけ」

■普通（可燃）ごみを出す時は…

必ずごみ袋に普通ごみ処理券（シール）を貼って出してください。処理券の枚数はごみ袋の大きさによって違います。「15 リットルの袋で1枚」以降 15 リットル毎に1枚必要。なお、45 リットルより大きな袋は使用できません。

▶今すぐできる普通（可燃）ごみを減らすテク！

まだ食べられる食品がごみとして排出される「食品ロス」を無くしましょう。

【食品ロス削減テクニック】

- ・賞味期限を正しく理解する
- ・食品は必要な量だけ購入する
- ・料理を作りすぎないようにする

■資源ごみ・不燃ごみを出す時は…

処理券を貼る必要はありません。「プラスチック製容器包装」を出すときは、プラマークを確認し、汚れを落としてから出してください。汚れのとれないものは、普通（可燃）ごみで出してください。また、重ねたり潰したりして、かさばらないようにして出してください。

ごみ袋はしっかりくくって、
収集日の午前6時までに出してください！



詳しい分別方法や収集時の注意点は、配布しているごみ収集のパンフレットか市のホームページをご覧ください。

秋祭りの際のごみ収集

秋祭り（10月7日）の際のごみ収集では、交通事情により収集時間が通常より早くなる地域や遅くなる地域があります。ご理解とご協力をお願いします。

泉北環境クリーンフェスティバル

～覚えてね！出していいごみ・だめなごみ～

泉北クリーンセンターを開放し、ごみ減量や環境問題について身近に感じていただくためにさまざまなイベントが催されます。

日時 11月12日（日）10：00～15：00

場所 泉北クリーンセンター（和泉市舞町87番地）

内容 施設見学、フリーマーケット&リサイクル品展示販売、小学生絵画展 ほか

申込 当日直接会場へ

問合せ 泉北クリーンセンター ☎ 0725(41)2030

各種

高師浜野球場の 一時閉鎖について

高師浜野球場内にて行う照明設備
改修工事に伴い、工事期間中高師浜
野球場の使用はできません。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解
とご協力をお願いします。

閉鎖期間 11月27日～平成30年3月
17日、3月18日～31日の午後5時
～9時

問合せ 社会教育課
☎ (275) 6437

9月30日から 大阪府最低賃金が 改定されました

最低賃金の改定により、使用者は
労働者に対して、次の金額以上の賃
金を支払う必要があります。

時間額 909円

問合せ 大阪労働局賃金課
☎ 06 (6949) 6502

戦没者追悼式

日時 10月13日(金) 午後2時から
(受付・1時30分)

場所 アプラたかいし(小ホール)
問合せ 社会福祉課

☎ (275) 6283

戦没者の遺族の方へ 特別弔慰金は請求期限を過ぎる と受給権が消滅します

請求期限 平成30年4月2日

対象 平成27年4月1日現在、公務
扶助料や遺族年金等を受ける方(戦
没者の妻や父母等)がいない場合、
法律で定められた順位のうち、より
順位の高い遺族1人
※記名国債で額面25万円(5年償
還)を支給します。

■請求手続き済みの方へ

都道府県での審査に時間を要して
いるため、申請受付から国債の発行
までに1年以上かかっています。国
債が届き次第、市からご案内します。
請求・問合せ 請求期限までに社会
福祉課 ☎ (275) 6283へ

「墓を引っ越す」 と言ったら、寺から 高額な費用を要求された

遠方の寺の檀家となっており、亡くなった両親の遺骨
や先祖の位牌がある。高齢で、遠くまで墓参りに行けな
いので、遺骨等を家の近くの合同納骨堂に移したい。寺
に問い合わせると「250万円支払うように」と言われた。
支払うべきなのか。(70歳代 女性)



墓を撤去し、遺骨を他の寺などの墓に移す際に、高額なお布施(檀家をやめる
ときに寺へお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離檀料」)を要求されたという
相談が寄せられています。こういったお布施については明確な基準等はないため、金
額に納得がいけない場合は、基本的には寺と話し合うことになります。墓の引っ越し
は勝手にすることが出来ず、一般に、墓地管理者である寺から「埋蔵(埋葬)証明書」を
もらったうえで自治体に申請し、「改葬許可証」を受け取ることが必要です。また、一般的
に墓を移転する際は、墓を撤去し更地にする費用、新たな墓の購入費等が必要となりま
す。少しでも不審に思うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

**困ったときは、
消費生活センターへ**
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第286号」から抜粋・イラスト黒崎玄

泉北環境整備施設組合職員を募集

泉北環境整備施設組合では、資源循環型社会の実現に向けた環境事業に取り組んでいます。あなたも地球にやさしい環境づくりに挑戦してみませんか？

募集 一般事務職・大卒程度…1人

第1次試験日 11月5日(日)

申込・問合先 10月10日～20日(必着)

までに申込書に必要事項を記入し泉北環境整備施設組合総務人事課へ持参または郵送【☎0725(46)0150、〒592-0013 取石6-9-40、<http://www.senbokuankankyo-ichikumi.org/>】

飼い主のみなさん

マナーを守れていますか？

犬や猫のふん・鳴き声・放し飼いの苦情が寄せられています。

家族の一員となるペットを飼う場合は、愛情をもって責任のある飼育方をしましょう。

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

障害者差別解消法について

平成28年、「差別解消」に向けた法律が3本施行されました。4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、そして12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」がそれぞれ施行されています。今回は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について考えていきます。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。また、この法律で対象となる「障がい者」とは、障がい者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)・その他の心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべて(障がい児を含む)を指します。

まず、「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がい者を理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどを表します。具体例としては、「受付の対応を拒否する」、「本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける」、「学校の受験や、入学を拒否する」、「障がい者向け物件はないと言って対応しない」、「保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない」などが挙げられます。サービスの提供者は拒否や制限に正当な理由があると判断した場合、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

次に「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めるものです。具体例としては「障がいのある人の障がい特性に応じて座席を決める」、「障がいのある人から、代筆を頼まれた時に、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く」、「意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う」、「段差がある場合にスロープなどを使って補助する」などが挙げられます。

2020年には東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催されます。共生社会の実現に向けて、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の一層の推進が必要です。

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの命の重さが変わることとはありません。すべての命は同じように大切にあり、かけがえのないものです。

人権推進課

☎(275) 6279